



歩行器の認定基準及び基準確認方法
(公開用)

序文

この認定基準及び基準確認方法は、財団法人製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会で改正し、ガットスタンダードコード及び WTO/TBT 協定 附属書 3 に基づく海外通報手続きを経た上で、制定された製品安全基準とその評価方法である。

この認定基準及び基準確認方法は、適合性評価手続き（SG マーク制度）の適用を受けるものであって、製造物責任法等のいかなる他法令の適用が除外されるものではない。

財団法人製品安全協会は、この認定基準及び基準確認方法の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起すると共に、これらの知的所有権出願に係わる確認について責任はもたない。

財団法人製品安全協会の許可なしに、この認定基準及び基準確認方法の一部又は全部を電子的又は機械的な（写真、マイクロフィルムを含む。）いかなる様式又は手段により、複製又は利用してはならない。

歩行器（改正）専門部会 専門委員名簿

（五十音順）

	氏 名	所 属
（部会長）	加藤 忠明	日本子ども家庭総合研究所
	犬飼 辰雄	有限会社 犬飼製作所
	金子 富久	コンビ 株式会社
	河村 真紀子	主婦連合会
	小林 肇	東京大学
	柴田 貴司	株式会社 イトーヨーカ堂
	杉本 公枝	国民生活センター
	鈴木 政夫	有限会社 大幸
	竹内 貞民	全国ベビー&シルバー用品連合会
	関 貴子	株式会社 ショーワプロダクツ
	中井 範光	アイデス 株式会社
	矢崎 秀	財団法人 日本車両検査協会
（関係者）	加藤 俊雄	経済産業省製造産業局紙業生活文化用品課日用品室
（関係者）	平岡 英治	経済産業省商務情報政策局製品安全課
（事務局）	製品安全協会	110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 業務グループ代表 E-Mail operation@sg-mark.org 業務グループ TEL 03-5808-3302 FAX 03-5808-3305

歩行器の認定基準及び基準確認方法

Approval Standard and Standard Confirmation Method for Infant Walker

1. 基準の目的

この基準は、歩行器の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は 一人歩きできない乳幼児が 室内での歩行補助等に使用する歩行器について適用する、
なお、ここでいう乳幼児とは、標準として7月以上15月までとする。

3. 安全性品質

歩行器の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. 歩行器の外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、手指等に危害を与えるようなばり、先鋭部等がないこと。</p> <p>(2) コイルばね及び中折れ脚を使用しているものは、コイルばね及び折り畳み部は、被覆されていること。</p> <p>(3) 容易に可動する部分を除き、手足の届く範囲に○mm以上○mm未満のすき間がないこと。</p> <p>(4) リングを有するものにあつては、リングは、乳幼児の足を挟む等の傷害のおそれがない構造であること。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(5) テーブル等は、ベース部よりも外周に突き出していないこと。</p> <p>(6) 乳幼児の後頭部位置が直接壁などに当たらない構造であること。</p> <p>(7) 折り畳み機構部は、使用中の乳幼児によって操作されない機構であること。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(8) 折り畳み機構部は、乳幼児及び操作者の手指等を挟む構造ではないこと。</p> <p>(9) テーブル上には飾り玉等の小部品が直接取り付けられていないこと。</p> <p>(10) 保護枠上面と座席上面最低部との間隔は、0mm 以上 0mm 以下であること。</p> <p>(11) 保護枠の内のは 前後、左右とも0mm 以下であること。</p> <p>(12) 座面と背もたれとの接合部の形状は弧を形成し、その弦の長さは0以上であり、弦の中央から下した垂線が弧</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>と交わる点までの長さは 〇 mm 以上であること。</p> <p>また、背もたれは、保護又はテーブルの部位において、その内周の〇%以上を覆うことができる幅を有し、かつ乳幼児の腰部を保護できる形状であること。</p> <p>2. 歩行器の転倒性は、次のと</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
2. 転倒性	<p>おりとする。</p> <p>(1) 傾斜板試験を行ったとき 0° 以下で転倒しないこと。</p> <p>(2) 側方引張試験を行ったとき、転倒力はON 以上であること。</p> <p>(3) キャスタは、方向転換試験を行ったとき、始動力がON 以下であること。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
3. 強度	<p>3. 歩行器の強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 耐衝撃試験を行ったとき破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(2) テーブルを有するものにあつては、静荷重試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がなく、かつ最大たわみ量が0mm 以下であること。</p>	
4. 材料	<p>4. 歩行器の材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 耐食性材料以外は、防せい処理が施されていること。</p> <p>(2) テーブルは、食品衛生法に基づく厚生省告示第 370 号第 3 器具及び容器包装の規定、</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
5. 付属品	<p>その他合成樹脂製品及び合成樹脂製塗料で塗装等した部品(キャスト、リングを除く)は、食品衛生法に基づく厚生省告示第 370 号第 4 おもちゃの規定にそれぞれ適合すること。</p> <p>(3) ホルマリン樹脂加工をほどこした繊維製品を使用したものにあつては、遊離ホルムアルデヒドが残留しないこと。</p> <p>5. 歩行器の付属品は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 付属品は、歩行器の安全性を損なうものであつてはならない。</p> <p>(2) 取外し可能な付属品は、止め具等によって確実に取り付けられていること。</p> <p>(3) テーブル上に装着する付属アタッチメントに固定された小部品等は、容易に外れないこと。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>なお、小部品を結びつけるひも類は取り付けてはない。</p> <p>(4) テーブル上に装着する付属アタッチメントに固定された小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさではないこと。</p>	

5. 表示及び取扱説明書

歩行器の表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 歩行器には、容易に消えず、かつ、剥がれにくい方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 製造業者名、販売業者名若しくは輸入業者名又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 次に示す趣旨の取扱上の注意事項を表示すること。</p> <p>(a) 使用してよい乳幼児の年齢は標準としてお座りができる7月以上15月までとする。</p> <p>(b) 歩行器の使用は室内に限り、戸外では使用しないこと。</p> <p>(c) 折り畳み機構を有するものにあつては、使用するとき止め金具が確実に掛かっていることを確認すること。</p> <p>ただし、X形フレーム構造等のように自重で折り畳まれる構造のものにあつては、製品外表面の該当個所に容易に消えな</p>	<p>1. 表示の消えにくさ、剥がれやすさ及び必要な項目の有無を目視 触感等で確認すること。</p> <p>なお、(3)の表示項目は、安全警告標識(▲)を併記し、目立つ色彩を用いるなどしてより認知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>また、(3)(c)のただし書きに該当する表示は、文字の大きさ4.9mm以上の大きさ(縦寸法)で、「注意」の文字を併記し、目立つ色彩を用いるなどしてより認知しやすいものであることを確認すること。</p>

	<p>い方法で、シート高さ調節のための操作は乳幼児を乗せたまま行わない旨の表示を行うこと。</p> <p>(d) 歩行器に2人以上の乳幼児を同時に乗せたり、座席の上に立たせたり、テーブル及び保護わくの上に乗せないこと。</p> <p>(e) 危険な場所（ストーブやアイロンなど危険物の付近、階段の降り口やベランダの出入口、玄関の段差等転落の恐れのある場所など）では使用しないこと。</p> <p>(f) 使用中は保護者が付きそうこと。</p> <p>(g) 適用年令であっても、つかまり立ちできるようになってから、1人歩きできるまでの期間使用することが望ましく また、敷居や座布団等の障害物のない場所を選ぶこと。</p> <p>(h) キャスタの機能を停止させることによって静置状態で使用できる構造のリング等にあっては、その取扱方法及び歩行器を静置状態で使用する場合も保護者の付添いが必要である旨の注意。</p>	
--	--	--

<p>2. 取扱説明書</p>	<p>2. 歩行器には、次に示す趣旨の各項目が記載された取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に示し、(2)及び(3)の事項は、イラストなどを併記して理解しやすいものとし、(4)は安全警告標識等を併記してより認知しやすいものとする。</p> <p>なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。</p> <p>(2) 部品の一部が取り外されている場合は、その組立方法及び注意。</p> <p>(3) 座席の高さ及び折り畳み機構部の調節・操作方法。</p> <p>特に、X形フレーム構造等のように自重で折り畳まれる構造のものにあっては、操作製品外表面に容易に消えない方法で、シート高さ調節のための操作は乳幼児を乗せたまま行わない旨の表示を付記すること。</p> <p>(4) 次に示す趣旨の取扱上の注意事項を表示すること。</p> <p>(a) 使用してよい乳幼児の年齢は標準としてお座りができる7月以上15月までとする。</p>	<p>2. 一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p> <p>なお、(1)の事項は、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった色彩を用いるなどして、より認知しやすいものであることを確認すること。また、(3)のただし書きに該当する事項及び(4)は、安全警告標識と「注意」の文字を併記し、目立つ色彩を用いるなどしてより認知しやすいものであることを確認すること。</p>
-----------------	---	--

	<p>(b) 歩行器の使用は室内に限り、戸外では使用しないこと。</p> <p>(c) 折り畳み機構を有するものにあつては、使用するとき止め金具が確実に掛かっていることを確認すること。</p> <p>(d) 歩行器に2人以上の乳幼児を同時に乗せたり、座席の上に立たせたり、テーブル及び保護わくの上に乗せないこと。</p> <p>(e) 危険な場所（ストーブやアイロンなど危険物の付近、階段の降り口やベランダの出入口、玄関の段差等転落の恐れのある場所など）では使用しないこと。</p> <p>(f) 使用中は保護者が付きそうこと。</p> <p>(g) 適用年令であっても、つかまり立ちできるようになってから、1人歩きできるまでの期間使用することが望ましく、また敷居や座布団等の障害物のない場所を選ぶこと。</p>	
--	--	--

	<p>(h) キャスタの機能を停止させることによって静置状態で使用できる構造のリング等にあつては、その取扱方法及び歩行器を静置状態で使用する場合も保護者の付添いが必要である旨の注意。</p> <p>(5) 保管及び点検について</p> <p>(a) テーブル部、テーブル上に装着する付属アタッチメントに固定された小部品等の表面は、常に清潔にしておくこと特に、食べかすや飲み物がこぼれた場合などはきれいに拭き取って使用すること。</p> <p>(b) ねじ部のゆるみ、ロック機構部の滑りなどが無いことを逐次点検すること。</p> <p>(6) SG マーク制度は、歩行器の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(7) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号。</p>	
--	---	--